

「市営住宅の修繕取扱要領の一部改正（案）」に対する意見の概要及び意見に対する神戸市の考え方

提出意見数 2件

意見の概要	神戸市の考え方
高齢や低収入の方は、コンセント、壁スイッチ、換気扇、照明器具が壊れても、そのままにしていたり、修繕費を抑えるために自分で工事することがあることから、漏電や火災の危険があるため、市負担に変更してはどうか	故障器具の使用や無資格での工事は危険なため、有資格者により修繕していただくようポスター掲示等の啓発に努めたいと考えています。 今回は新たに見直しの項目に追加することは考えていませんが、他都市の状況等も注視しながら、検討していきたいと考えています。
押入れの床面のベニヤ、風呂の扉取替、上階からの騒音による天井の損傷に関して、負担区分を教えて欲しい。	ご指摘の負担区分は、押入れの床面のベニヤは押入れの一部として市負担です。風呂の扉は市負担ですが、把手などの付属の金物類は入居者負担です。天井の損傷は状況によりますので、管轄の市営住宅管理センターまでご相談ください。